

日中支援型グループホーム事業所の評価方法について

【日中支援型グループホームの評価について】

日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、自立支援協議会等による評価を受けるとともに、自立支援協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない、とされている。

【現状】

- (1) 当市では自立支援協議会の中で、評価を実施。
- (2) 1事業所15分程度の質疑応答の時間を設け、1回の協議会で最大2事業所の評価を実施している。
- (3) 令和8年6月時点で評価を実施する必要のある事業所は6事業所となっている。

【課題】

- (1) 自立支援協議会の中で評価を行う場合、他の協議事項もあるため1回の協議会での評価は2事業所が限度。
- (2) 現在年間6事業所の評価を行う必要があるため、これ以上日中支援型のグループホームが増えると協議会の中での評価を行うことが難しい。
- (3) 日中支援型グループホームの評価に時間を要すると、他の協議事項を検討する時間がなくなってしまう。

【今後の評価方法について】

案1：企画運営部会等（既存の会議）で評価を行い、自立支援協議会で内容を報告。

自立支援協議会の委員は任意で参加可能。

現時点では、企画運営部会に合わせ年3回開催予定。

（課題）

- ・ 企画運営部会等での評価を自立支援協議会としての評価と置き換えてよいか、自立支援協議会での報告をもって最終評価とするか、検討が必要となる。
- ・ 委員の参加が任意となるため、多角的な視点での意見が少なくなる懸念がある。

案2：評価のための別会議を創設する。

自立支援協議会の委員には、基本的に参加してもらう。

年2回程度開催予定。

（課題）

- ・ 日中支援型グループホームが新設する場合に、評価までに期間が空いてしまう場合がある。